

平成28年3月22日

【お知らせ】平成28年4月以降の診療報酬明細書等の対応について

平成28年3月22日時点において、平成28年度の改定に係る診療報酬明細書（レセプト）等の記載要領、及び電子レセプト作成手引きは公開されていません。

このことから3月24日に提供予定の診療報酬改定対応プログラムでは紙レセプト、レセ電データ、診療報酬請求書及び公費請求書の対応は含みません。

平成28年度改定の記載要領等に対応したプログラムについては平成28年4月下旬に改めてパッチプログラムを提供する予定です。

平成28年4月以降診療分のレセプト、レセ電データ、及び診療報酬請求書・公費請求書については、必ずレセプト対応のパッチプログラムを適用した後に作成してください。

パッチプログラム提供予定日については今後のアナウンスをお待ちください。

4月下旬に提供予定のパッチを適用していない状態であっても平成28年4月以降診療分のレセプトを作成することは可能ですが、改定に対応していない記載（記録）内容となります。

4月下旬に提供予定のパッチプログラムが適用されていない状態で作成したレセプト等を誤って提出されることのないよう注意してください。